

外部サービスの利用に係る規程

この規程は、愛知県情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）第 37 条第 1 項に基づき、〇〇課の職員が外部サービスを利用する際に遵守しなければならない事項を定めたものである。

1 外部サービスを利用可能な業務の範囲

（1）利用者

愛知県立衣台高等学校の職員が利用する。

（2）業務内容

愛知県立衣台高等学校の教育活動や学校行事、部活動に関する情報を発信する。

（3）情報資産

（例）ポリシー第 17 条で規定する重要性 C に分類される情報資産のみを扱う

2 外部サービスの名称及び内容

（例）

名称	内容
インスタグラム	愛知県立衣台高等学校「koromodai_offcial」 「koromodai_offcial」をフォローしたユーザに対して、 教育活動などに関する様々な情報を発信する。

3 外部サービスの利用の運用手順

（1）情報発信にあたっての留意事項

- ・アカウント開設の際は、所属長の承認を得ること。
- ・情報発信にあたっては所属長の承認を得ること。
- ・情報発信にあたっては、所属長があらかじめ指定した者の承認を得ること。
- ・発信する情報は正確に記述し、その内容について誤解を招かないようにすること。
- ・公序良俗に反する内容、他者の権利を侵害する内容等、不適切な内容は発信しないこと。
- ・ソーシャルメディア以外の広報媒体で発信している情報との整合性に十分注意すること。

（2）なりすまし対策

- ・アカウント情報を愛知県が管理する Web サイトに掲載すること。

- ・アカウントの自己記述欄にアカウント運用組織を明示すること。
- ・アカウント情報が掲載された Web サイトの URL をアカウント自己記述欄に記載すること。

(3) パスワードの管理

- ・パスワードは十分な長さで複雑さをもち、容易に推測されないものとする。
- ・パスワードはアカウント毎に作成し、パスワードを使いまわさないこと。
- ・パスワード等のアカウント認証に必要な情報を知る者は必要最低限とし、業務に関係のない者に知られないようにすること。
- ・二要素認証、二段階認証等のアカウント認証の強化策が提供されている場合は可能な限り利用すること。
- ・ログインに使用する端末は厳重に管理を行い、最新のセキュリティパッチの適用、不正プログラム対策ソフトウェアを導入すること。

(4) トラブル対応

- ・アカウントのなりすましが発生していることを確認した場合は、サービス提供者に連絡を行い、なりすましをしているアカウントの削除を依頼すること。
- ・愛知県立衣台高等学校で管理する Web ページ等でなりすましが発生していることを周知し、注意喚起を行うこと。
- ・アカウントの乗っ取りを確認した場合は、速やかに所属長に報告を行い、ポリシー第 15 条に定める措置を講じること。
- ・速やかにパスワードの変更やリセットを行い、より複雑なパスワードへ変更を行うとともに、サービス提供者に連絡を行い、必要な措置を講じること。
- ・〇〇課で管理する Web ページ等で乗っ取りが発生していることを周知し、注意喚起を行うこと。
- ・発信した情報に対して批判や苦情が殺到した場合は、削除すること。

(5) アカウント運用終了時の手順

- ・アカウント運用終了にあたっては、愛知県立衣台高等学校で管理する Web ページ等でアカウント運用終了の旨を周知し、速やかにアカウントを削除すること。
- ・(情報政策課が管理する Web ページ「ソーシャルメディアによる情報発信について」に掲載がある場合は)「ソーシャルメディアによる情報発信について」への掲載依頼書を情報政策課へ提出し、削除依頼を行うこと。

4 外部サービスの利用状況の管理

(例) 発信した内容を記録する管理台帳を作成し、発信毎に管理台帳に発信し

た内容を記載し管理する。運用しているアカウントの投稿内容を日常的にチェックし、意図しない情報が発信されていないか管理を行う。

(例) 利用する外部サービスに標準で搭載されている発信内容の分析・解析機能を用いて発信した情報を管理する。同機能を用いて発信情報一覧を定期的にダウンロードし保管する。また、ダウンロードした発信情報一覧を確認し、意図しない情報が発信されていないか管理を行う。

附 則

この規程は令和7年7月31日から施行し、同日から適用する